

広報れいほく掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、苓北町（以下「町」という。）が発行する広報紙「広報れいほく」（以下「広報紙」という。）へ掲載依頼があったイベントや講座、催し、募集等に関する記事（以下「イベント等」という。）の取扱に関し、必要な事項を定める。

(掲載基準)

第2条 広報紙に掲載できる内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 町又は町教育委員会が主催・共催・後援しているもの
 - (2) 町以外の官公庁からの要請によるもの
 - (3) 町以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
 - (4) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
 - (5) 特に町民の便益に供すると判断できるもの
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号に規定する内容の記事は掲載しないものとする。
- (1) 営利を目的としたもの
 - (2) 政治的活動・宗教的活動を目的としたもの
 - (3) 公序良俗に反するもの
 - (4) 掲載内容や掲載意図が不明確なもの
 - (5) その他、掲載について町が不相当と判断したもの

(掲載記事の優先順位)

第3条 広報紙に掲載する記事については、町が主催・共催する記事の次に町以外の官公庁が主催・共催するものを優先する。

- 2 前項に規定する内容の記事の次に優先するものは、次の各号に掲げる項目をより多く満たすものとする。
- (1) 町及び町以外の官公庁が後援するイベント等に関するもの
 - (2) 参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの
 - (3) 開催地が町内であるもの
 - (4) 町内在住者からの依頼であるもの
 - (5) 町民生活に有益な内容であるもの

(掲載の申し込み)

第4条 掲載を希望する者（以下「掲載依頼者」という。）は、指定の掲載依頼書に必要事項を記入のうえ、原稿案等を添えてメール、ファックス、郵送又は持参にて町へ提出するものとする。なお、掲載依頼者が作成する任意様式での提出も可とするが、本基準を十分に確認のうえで申込みを行わなければならない。

2 提出期限は、掲載を希望する月号の前月の21日（21日が土日祝日の場合は直近の平日）とする。なお、郵送で提出する場合は、提出期限必着とする。

（掲載の可否）

第5条 掲載の可否については、原則として掲載依頼者へ通知しない。

（承諾事項）

第6条 掲載依頼者は次のことを承諾するものとする。

- （1）掲載希望団体の会員名簿や活動状況等の必要書類の提出を求められた場合は、それに応じること。
- （2）掲載の可否及び掲載希望月の変更については、町に一任すること。
- （3）掲載内容は、広報担当課において編集すること。
- （4）掲載した記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。